

電子化した証明書(e-証明書)の発給対象となる証明書の拡大について

令和7年10月27日(DPS 総25第48号)

在デンパサール日本国総領事館

●令和7年10月28日以降の申請から、オンライン交付が可能な電子化した証明書(e-証明書)の発給対象が拡大されます。

●e-証明書を受け取るためには、「オンライン在留届(ORRネット)」からオンライン申請し、手数料はクレジットカードによるオンライン決済とする必要があります。また、戸籍謄(抄)本の原本が必要な場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」の入力が必須となります。

1 令和7年10月28日以降の申請からオンライン交付が可能な電子化した証明書(e-証明書)の対象が拡大され、以下4の証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

(参考)証明オンライン申請とは

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

2 なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、以下のページにある「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画をご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01362.html

- (1) 「オンライン在留届(ORRネット)」からオンライン申請すること。
- (2) 手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
- (3) 戸籍謄(抄)本の原本を必要とする証明を申請する場合は、「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

(参考)在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄(抄)本の取扱いについて

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01426.html

3 また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先に e-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

4 令和7年10月28日以降、当館でe-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

(1)在留証明 ※令和7年5月発給開始済み

(2)出生証明

(3)婚姻証明

(4)離婚証明

(5)戸籍記載事項証明

(6)婚姻要件具備証明

詳細は当館ホームページ(https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00828.html)をご確認ください。